特定福祉用具販売サービス
特定介護予防福祉用具販売サービス
重要事項説明書

第１条（事業の目的）

カシダス株式会社（以下「カシダス」という。）が開設する、サービス提供事業所（以下「事業所」という。）において実施する、指定特定福祉用具販売事業又は指定特定介護予防福祉用具販売事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（又は要支援状態）のお客様に対し、適切な指定特定福祉用具販売（又は指定特定介護予防福祉用具販売）を提供することを目的とします。

第２条（運営の方針）

カシダスが実施するサービスは、そのお客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、お客様の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（又は特定介護予防福祉用具）の選定の援助・取り付け・調整等を行い、特定福祉用具（又は特定介護予防福祉用具）を販売することによりお客様の日常生活の便宜を図りお客様を介護する者の負担の軽減を図るものとします。

第３条（事業者の概要）

① 事業者名称 ： カシダス株式会社
② 本社所在地 ： 東京都新宿区西新宿 6-22-1　新宿ｽｸｴｱﾀﾜｰ５階
③ 代表者氏名 ： 代表取締役　　前田　信
④ 設　立　　 ： 2011 年 2 月 15 日
⑤ 資本金　　 ： 2,000 万円
⑥ 実施事業　 ： 福祉用具販売・貸与事業

第４条（営業日及び営業時間）

① 営業日　 ： 月曜日～金曜日（ただし、祝日、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。）
② 営業時間： 午前９時～午後６時

第５条（サービス提供事業所の概要）

介護保険指定事業者番号	2	7	7	5	0	0	8	9	9	4
事　業　所　名　称	カシダス荒本									
所　　在　　地	〒578-0964 大阪府東大阪市新庄西７－５									
連　　絡　　先 電話番号 相談者	電話：06-6745-0270					ﾌｧｯｸｽ：06-6745-0271				
	相談担当者：事業所の管理者　　氏名：　川村　孝憲									
サービス実施地域	①大阪府全域 ②奈良県全域 ③京都府の一部 ④滋賀県の一部 ⑤兵庫県の一部 ※③④⑤の詳細、別紙参照									

第６条（当事業所の職員体制）

	資格	常勤	非常勤	計	備考（兼任の有無等）
管理者	―	１人	―	１人	有（専門相談員兼務）
サービス従事者	福祉用具専門相談員	５人	―	５人	有
事務職員	―	３人	―	３人	無

第７条（管理者）

管理者は、当事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行います。また、法令等に規定されている特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

第８条（サービス従事者）

１．サービス従事者とは、カシダスがお客様にサービスを提供する福祉用具専門相談員とします。
２．カシダスは、福祉用具に関する専門知識を有し、お客様及びご家族に適切な相談、援助等が可能なサービス従事者を選任し、サービスの提供にあたるものとします。

第９条（サービス内容）

① 相談受付。② 居宅介護支援事業者（介護支援専門員）との連絡調整。
③ 福祉用具の機能、使用方法、販売費用の金額等の情報提供及び選定の援助。
④ 福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検。⑤ 福祉用具販売商品の納品。
⑥ 福祉用具販売商品の調整、使用方法の説明及び指導。⑦ アフターサービス。

第 10 条（取扱う福祉用具）

カシダスがお客様に販売することができる福祉用具は、介護保険法令で定める次の 9 種類に分類された福祉用具販売の対象種目（以下、「販売商品」といいます。）です。

①腰掛便座、②自動排泄処理装置の交換可能部品、③入浴補助用具、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具の部分、⑥排泄予測支援機器、⑦スロープ、⑧歩行器、⑨歩行補助つえ

注）各種目の詳細品目は、別紙「介護用品のカタログ」をご参照ください。

第 11 条（販売商品の価格）

１．販売商品の価格は、別紙「介護用品カタログ」に記載の金額によります。

２．公的介護保険の適用がある場合には、原則として、お客様がカシダスに対して支払う販売価格のうち、その価格からお客様負担額を控除した金額が償還払いとなります。但し、自治体によっては、受領委任払い（カシダスがお客様の代わりに自治体から販売価格の９割を受け取る）の方法により、支払うことができる場合もあります。

３．お客様がカシダスに対して、福祉用具販売に係る費用（以下、「販売代金」といいます。）をお支払いした場合には、カシダスは、お客様に対して当事業者の名称、提供した福祉用具販売の種目、品目の名称、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書、領収書及び当該福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要を記載した書面を交付するものとします。

注１）お客様がカシダスに対して償還払いにより、販売代金を全額支払った場合には、原則として、後日、領収書及びサービス提供証明書を保険者（市区町村）の窓口に提示して承認された後、お客様にはお客様負担額を控除した金額が払い戻されます。

注２）福祉用具購入費用の介護保険による支給の年度基準額は、同一年度内で 10 万円（税込）となります。

注３）同一年度内に１度、福祉用具購入費が支給されると、それ以降同一種目の福祉用具については、福祉用具購入費は支給されません。但し、既に購入した福祉用具が破損した場合又は要介護者もしくは要支援者の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別な事情がある場合であって、市区町村が必要と認める場合には、同一種目であっても福祉用具購入費は支給されます。

第 12 条（販売商品の納品）

カシダスは、販売商品をお客様へ引き渡すにあたって、販売商品の作動具合及びお客様への適合状況を確認するものとします。カシダスは、販売商品をお客様へ引き渡すにあたって、お客様又はご家族に対して販売商品の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し原則として取扱説明書を交付するものとします。

第 13 条（納品等に係る費用）

販売商品の納品に係る費用及び従業者がサービスを提供するため、お客様宅を訪問する際にかかる交通費は、原則としてお客様にお支払い頂きませんが、次の場合にはお客様に文書で説明し了解を頂いた上で、納品にかかった費用及び交通費を別途お支払い頂く場合がございます。

① 納品の際に、特別な作業や処置が必要な場合における当該措置の費用。

② 第５条に記載するサービス実施地域外にお住まいのお客様につきましては、従業者がサービスを提供するため、お客様宅を訪問する際にかかる第５条に記載するサービス実施地域を超えた地点から目的地までの区間における往復の自動車使用時の経費［10 円／km］（消費税込み）、有料道路代、通行料。

第 14 条（お支払い方法）

カシダスは、お客様の福祉用具購入実績に基づいて販売代金を請求し、お客様は原則として商品と引き換えに現金によるお支払い又は銀行等から振込によって、お支払い戴きます。振込みに手数料がかかる場合には、その手数料はお客様のご負担とさせて頂きます。

第 15 条（従業員証明書）

サービス従事者は、常に従業員証明書を携行し、お客様又はご家族から求められた時はいつでも提示するものとします。

第 16 条（カシダス及びサービス従事者の義務）

１．カシダスは、サービス従事者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

２．カシダスは、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師及び医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

３．カシダスは、お客様に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとにお客様又はご家族等による確認を受けるものとします。また、作成した記録は 5 年間これを保存し、お客様又はその連帯保証人の請求に応じてこれを開示するものとします。

第 17 条（緊急時及び事故発生時の対応）

カシダスは、サービス提供中にお客様の容態に急変が生じた場合又は事故が発生した場合その他必要な場合には、速やかに救急隊、主治医、市町村、お客様にかかる居宅介護支援事業所、ご家族様等へ連絡する等の必要な措置を講じるものとします。また、お客様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。尚、カシダスは、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
保障の概要	対人保険　　対物保険

第 18 条（その他留意事項）

1．お客様及びご家族は、本契約で定められた業務以外の事項をサービス従事者に依頼することはできません。
2．サービス従事者は、サービスに伴い、医療行為を行うことはできません。
3．訪問予定時間は、交通事情等により前後することがございますので、予めご了承ください。
4．サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
　① サービス従事者は、現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券等は、一切お預かりすることができませんので、予めご了承ください。
　② 現金や貴重品は室内に放置せず、目に見えない場所や金庫等に保管してください。
　③ サービス従事者に対する贈り物や飲食等のご配慮は、遠慮させて頂きます。
　④ お客様及びご家族等は、カシダスの使用する自動車に乗車することはできません。

第 19 条（緊急時の連絡先及びサービスに対する相談・苦情・要望等の窓口）

緊急時の連絡先及びサービスに関する相談、苦情及び要望等（以下、「苦情等」といいます。）については、下記の窓口にて対応致します。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容は、これを記録及び保存し、常に居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者として資質の向上に努めます。

（1）緊急時の連絡先及びサービス提供事業所苦情等窓口

苦情等受付担当者	当事業所の従事者
苦情等解決責任者	当事業所の管理者
受付時間	午前 9 時～午後 6 時（休業日を除く）
電話番号	時間外緊急連絡先　（ 080-4819-0176 ）

注）苦情対応の基本手順
　①苦情の受付　②苦情内容の確認　③苦情等解決責任者への報告　④苦情解決に向けた対応の実施
　⑤原因究明　⑥再発防止及び改善の措置　⑦苦情等解決責任者への最終報告　⑧苦情申立者に対する報告

（2）サービス提供事業所以外の苦情等窓口

カシダス㈱　管理部	月～金　9：00～17：00（祝祭日、12/29～1/3 を除く）
電話番号	043-306-1644

（3）カシダス以外の苦情等窓口

市区町村	受付窓口	別紙参照
	電話番号	別紙参照
国保連等	受付窓口	大阪府国民健康保険団体連合会
	電話番号	06-6949-5418

第 20 条（個人情報の使用等及び秘密の保持）

1．カシダス及びその従業者は、お客様及びご家族の個人情報を、当該サービス提供のために必要な範囲内において、使用、提供又は収集（以下、「使用等」といいます。）させて頂くとともに、お客様及びご家族は、予めこれに同意するものとします。また、サービス担当者会議等における個人情報の使用にかかるお客様及びご家族の同意については、重要事項説明書とは別の書面により同意を頂くこととします（別紙、「個人情報の使用等に関する同意書」）。
2．カシダスは、お客様及びご家族の個人情報に関して、お客様から開示又は訂正の要求がある場合には、所定の方法に従い、開示又は訂正するものとします。
3．カシダス及びその従業者はサービスを提供する上で知り得たお客様及びご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

第 21 条　（高齢者の虐待防止について）

カシダスは、お客様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 研修等を通じて、従業者の人権意識向上や知識や技術の向上に努めます。
② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がお客様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
④ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（お客様のご家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、お客様はカシダスから、重要事項の内容について説明を受けたことを証するため、本書 2 通作成しお客様及びカシダス双方が署名（記名）の上、各 1 通保有する。

重要事項説明書の説明日　　年　　月　　日
サービス提供開始予定日　　年　　月　　日

＜お客様＞　　**私は、重要事項の内容について説明を受け、その内容を理解しました。**

住所　〒　　―

氏名　　☎:　　・携帯

＜署名代行人＞　（お客様が自筆できない場合のみ。）

住所　〒　　―

氏名　　☎:　　・携帯

＜代理人＞　（お客様に任意又は法定代理人が選任されている場合。）

住所　〒　　―

氏名　　☎:　　・携帯

＜立会人＞　（お客様に同居のご家族様又は代理人等がいない場合、
本契約がお客様の意思に基づき、真正に締結されたことを証するため。）

住所　〒　　―

氏名　　☎:　　・携帯

＜カシダス＞　事業所名　　**カシダス荒本**

住　　所　　**〒578-0964　大阪府東大阪市新庄西７－５**

電話番号　　**06-6745-0270**

説明者　　:

事業者名　東京都新宿区西新宿 6-22-1
カシダス株式会社
代表取締役　　前　田　　信